

「第4期静岡県多文化共生推進基本計画（案）」にかかる県民意見への対応表

1 意見募集期間：令和7年12月22日（月）から令和8年1月21日（水）まで

2 意見件数：提出通数127通

提出件数193件（計画に関する意見95件、配慮すべき意見59件、その他39件）

※複数項目への意見は、項目ごとに1件として集計

3 意見区分等

■計画に関する意見

項目	件数	項目	件数
計画全体について	45	P6（施策体系 柱1 多文化共生県実現に向けた機運醸成）	1
		P6（施策体系 柱2 外国人県民の活躍支援）	14
P2-3（計画の趣旨、位置づけ、計画策定の背景）	2	P6-7（施策体系 柱3 安心して快適な暮らしの充実）	10
P4（静岡県のめざす方向）	13	P8（重点的な取組）	3
P5（めざす姿）	4	P9（多文化共生推進体制）	3
		計	95

■計画への意見ではないが、多文化共生施策の実施にあたり配慮すべき意見

項目	件数
外国人の受入れ（※）に反対する意見 ※外国人の受入れは国の所管事項	44
国の制度設計や出入国在留管理政策（在留資格の厳格化等）に関する意見	3
外国人の増加に伴う県民の不安の声をしっかり聞いてほしいという意見	12
計	59

■その他

項目	件数
子育てや福祉に予算を使ってほしいという意見	16
国籍と犯罪を結び付けたり、肌の色等の外見的特徴に対する明らかな差別意見	12
意見の趣旨が明確でないもの、県政全般に関するもの等	11
計	39

4 主な意見の概要と県の考え方

- ・ 意見は、全文でなく概要を掲載しています。
- ・ 趣旨が同じものはまとめて記載しています。

■計画全体について

意見の概要	意見に対する県の考え方
外国人住民はすでに日本社会の一員として働き納税しているので、計画に沿って多文化共生をさらに進めてほしい。県が推進することが安心・安全や定住意欲につながるため、今後の施策にも期待している。	御意見を参考に、多文化共生施策を推進してまいります。
外国人を労働力ではなく生活者として捉え、安心して暮らせる支援に触れている点が素晴らしいので、早急に進めてほしい。排外的風潮に流されず、県として共生の旗を高く掲げてほしい。	
日本人は減少しており社会の維持には外国人住民の協力が欠かせないので、外国人住民を地域を共につくる「パートナー」と位置づけ、互いの文化や価値観を活力につなげていく姿勢を強めてほしい。	
「県民誰もが幸福」と言いながら外国人向け支援に偏って見えるので、誰がどこまで何を担うのか現実的に整理し、県民への十分な説明と合意形成をしてほしい。押し付けにしないでほしい。	
理念の提示だけでなく、責任の所在、評価方法、見直しの仕組み、日本人・外国人双方の明確なルールを計画に入れてほしい。実効性が担保されないまま進めないでほしい。	
本計画が移民促進策や定住誘導策とならないことを明記し、在留資格拡大と連動しないことを示してほしい。治安・教育・財政への影響評価を実施し公開し、企業への補助も行わない方針にしてほしい。	

意見の概要	意見に対する県の考え方
<p>外国人受け入れ拡大と優先的支援は不公平感と不安を生むため、多文化共生をさらに推進することに強い危機感がある。現場の摩擦や分断が起きているので、市民の声を軽視せず見直してほしい。</p>	<p>多文化共生は、外国人を優先的に支援することではありません。 多文化共生施策を推進することは、静岡県に暮らす全ての方が安心して快適に暮らすことにつながると考えています。御意見を参考に、多文化共生施策を推進してまいります。 なお、外国人受入れ基準の決定や在留許可等の出入国在留管理政策は国の所管事項であり、県が対応することはできません。</p>
<p>共生は無条件に受け入れることなく、ルールと責任を共有し安全と生活を守り合う関係であるべきだ。日本で暮らす人の安全・安心・生活環境を最優先に守った上で共生を進めてほしい。</p>	
<p>既存住民の権利侵害が生じているのに計画を推進するのは不合理なので、白紙撤回か、影響評価・是正措置・客観的指標を備えた全面的な再構築をしてほしい。</p>	<p>本計画は、計画期間における静岡県の多文化共生の「めざす姿」「施策体系」等を示すものです。施策の実施に当たっては、社会状況等を参考に、適切に進めてまいります。</p>
<p>実装に伴う負担とリスクを年次報告の必須事項として、管理対象・所管・委ね先文書・改定時期・公表方法を明記してほしい。未収金、追加コスト、財源措置、住民負担の定義も本文に示してほしい。</p>	<p>本計画は、計画期間における静岡県の多文化共生の「めざす姿」「施策体系」等を示すものですので、御意見いただいた内容の記載は見送ります。</p>
<p>将来の外国人住民数や定住化の数値想定を県・市が持っているのか示し、ないなら理由と方針を説明してほしい。10年後以降の人口分布（国別を含む）など具体値を示して県民を納得させてほしい。</p>	<p>外国人の受入れ基準の決定や在留許可等の出入国在留管理政策は国の所管事項であるため、県が想定値を示すことはできません。</p>
<p>国の法体系や制度設計が不十分なので、県独自の施策は一旦立ち止まり慎重に再検討してほしい。進めるなら治安維持や摩擦対応で、県と受入企業の責任を計画に明確に位置づけてほしい。</p>	<p>県内には、既に12万人を超える外国人が暮らしており、施策は必要と考えています。御指摘のような摩擦や分断を生まないためにも、静岡県に暮らす全ての方が安心して快適に暮らせるよう、多文化共生施策を推進してまいります。</p>
<p>日本語教育など公的支援は本人や雇用企業の受益者負担へ移行し、来日前の日本語力や適応力の基準を厳格化してほしい。違法行為には厳正処分や送還を行い、家族帯同も原則禁止にしてほしい。</p>	<p>日本語要件等を含む外国人の受入れ基準の決定や在留許可等の出入国在留管理政策は国の所管事項であるため、県が対応することはできません。県内には、既に12万人を超える外国人が暮らしており、在留のための日本語能力が不問とされている資格もあることから、施策は必要と考えています。</p>

意見の概要	意見に対する県の考え方
文化や宗教への配慮が地域ルールや公共空間の秩序を損なわない範囲で行われることを明確にしてほしい。医療現場の負担が大きいなら体制を整うまで病院への受入れ人数を制限するなど基準を示してほしい。	本計画は、計画期間における静岡県の多文化共生の「めざす姿」「施策体系」等を示すものですので、御意見いただいた内容の記載は見送ります。また、医療現場の受入れ制限については県の所管事項ではありません。
計画やパブコメが県民に十分知られていないので、周知や意見を集めやすい工夫をしてほしい。懸念されるリスクも含め、治安・負担・制度の公平性など現実的課題を同時に説明してほしい。	御意見は今後の参考とさせていただきます。
日本国籍を持っている人だけが県民です。「外国人県民」という呼び方は誤解を招くため、「外国人住民」など適切な表記に修正してほしい。	県では、日本国籍の有無に関わらず、日本人と同じく行政サービスの対象である外国人に対して、「外国人県民」という用語を使用しています。

■P2-3（計画の趣旨、位置づけ、計画策定の背景）

意見の概要	意見に対する県の考え方
「ウェルビーイングの視点」の定義や到達目標が示されておらず分かりにくいいため、用語の意味や目指す姿を明確にしてほしい。「身体的安全」「精神的安心」についても取組の評価や今後の方向性が伝わるよう丁寧に説明してほしい。	本計画は、要点を絞って、計画期間における静岡県の多文化共生の「めざす姿」「施策体系」等を示すものですので、御意見いただいた内容の記載は見送りますが、御意見を参考に、多文化共生施策を推進してまいります。
支援を前提としながら「共に地域をつくるパートナー」とするのは整合性に欠けるため文言を整理してほしい。支援施策だけでなく、外国人側の役割や責任についても具体的に記載すべきだ。	多文化共生は、外国人を優先的に支援することではありません。日本人、外国人に関わらず法の遵守、制度やマナーへの理解は必要です。 本計画は、計画期間における静岡県の多文化共生の「めざす姿」「施策体系」等を示すものですので、御意見いただいた内容の記載は見送りますが、御意見を参考に、多文化共生施策を推進してまいります。

■ P4（静岡県のめざす方向）

意見の概要	意見に対する県の考え方
<p>県民の不安や批判を「排外主義」や「根拠のない情報」と一括りにする表現は不適切なので削除してほしい。治安や制度への懸念は正当な問題意識であり、県民の声を否定せず、事実に基づいて受け止めてほしい。</p>	<p>御意見を参考に、表現を一部修正いたしました。</p>
<p>「人権に配慮しつつ」「厳正に対処」といった曖昧な表現ではなく、不法滞在や不法就労には法に基づき国外退去等の手続きを行うなど、具体的な対応を明記してほしい。なあなあになるような書き方は避けるべきだ。</p>	<p>日本人、外国人に関わらず法の遵守、制度やマナーへの理解は必要です。本計画は、計画期間における静岡県の多文化共生の「めざす姿」「施策体系」等を示すものですので、御意見いただいた内容の記載は見送りますが、御意見を参考に、多文化共生施策を推進してまいります。</p>
<p>多文化共生が県民の分断や不安につながらないように、「ルール遵守」「公共性の尊重」「地域住民の理解と合意」を計画全体で明確に示してほしい。共生は日本人の安心が前提であり、秩序の維持と県民の不安解消にも重心を置くべきだ。</p>	
<p>外国人に誰がどのようにルールを守らせ、法令順守を指導・監督するのかが計画に書かれていない。受け入れるだけでなく、行政としての管理体制や責任の所在を明確に示してほしい。</p>	
<p>外国人犯罪の増加という現実から目を背けず、日本人被害者へのケアも行ってもらいたい。排外主義と切り捨てるのではなく、犯罪防止の取組と情報発信を進めることで、県民の不安を解消すべきだ。</p>	<p>御意見を参考に、多文化共生施策を推進してまいります。</p>
<p>外国人にルール遵守を求めるなら、雇用主側の法令遵守や責任も並列して明記してほしい。賃金搾取や人権侵害が不法滞在を誘発しているため、悪質な事業者に対して厳正に対処する姿勢を明文化すべきだ。</p>	<p>P9「多文化共生推進体制」のとおり、企業との協働にも力を入れ、計画の実効性を高めていきます。</p>
<p>国の方針が定まらない段階で県が先行するのは時期尚早なので、拙速に進めず県民と丁寧に議論してほしい。外国人受入れは賃上げや少子化対策と一体で進め、文化や社会への影響も含めたリスク評価を記載すべきだ。</p>	<p>御意見を参考に、国等との連携を図りながら、多文化共生施策を推進してまいります。</p>

■P5（めざす姿）

意見の概要	意見に対する県の考え方
<p>日本の生活ルールや文化・考え方を尊重し、その上で日本で暮らしたい人を対象とした計画であることを明確にしてほしい。現在住んでいる外国人も含め、誰を想定しているのか分かるようにしてください。</p>	<p>本計画は、計画期間における静岡県の多文化共生の「めざす姿」「施策体系」等を示すものですので、御意見いただいた内容の記載は見送りますが、御意見を参考に、多文化共生施策を推進してまいります。</p>
<p>災害時やトラブル時に自分の身を守るためにも、高い日本語能力は外国人自身にとって重要であることを計画に明記してください。</p>	
<p>「外国人県民をポジティブに捉える」という表現は、社会通念としてネガティブであるかのような印象を与えるため不要だと思います。誤解を招かない表現に修正してください。</p>	<p>インターカルチュラルの理念をふまえ、このような表現を用いております。</p>
<p>「外国人の文化的多様性を県全体の活力につなげる」という表現は、日本や静岡の文化より外国人文化を優先しているように感じます。あくまで日本・静岡県の文化や特性を第一に位置づけてください。</p>	<p>多文化共生は、外国人を優先的に支援することではありません。多文化共生施策を推進することは、静岡県に暮らす全ての方が安心して快適に暮らすことにつながると考えています。</p>
<p>日本語教育の中で、日本の文化・歴史・社会的ルールも併せて指導することを明記してください。前提知識の共有がないとトラブルが生じるため、日本で生活する以上、一定の理解は必要だと思います。</p>	<p>多文化共生施策には、生活ルールや制度、マナー等の周知も含まれています。御指摘のような摩擦や分断を生まないためにも、多文化共生施策を推進してまいります。</p>

■P6（施策体系 柱Ⅰ 多文化共生県実現に向けた機運醸成）

意見の概要	意見に対する県の考え方
<p>外国人を一括りにせず、国や地域による違いや外国人同士の対立も起きている現状を参考に、日本人との相互理解だけでなく外国人同士の相互理解への支援も計画に盛り込み、様々な組み合わせに対応できる取組を目指してほしい。</p>	<p>本計画は、計画期間における静岡県の多文化共生の「めざす姿」「施策体系」等を示すものですので、御意見いただいた内容の記載は見送りますが、御意見を参考に、多文化共生施策を推進してまいります。</p>

■P6（施策体系 柱2 外国人県民の活躍支援）

意見の概要	意見に対する県の考え方
<p>「地域で活躍する外国人の実践展開」という表現は意味が分かりにくい ため、別の言葉に替えるか、具体的な補足説明を加えてほしい。</p>	<p>御意見を参考に、表現を修正しました。</p>
<p>日本で生活する以上、日本語や文化・社会規範への適応は外国人本人の責 任であり、その支援や費用は受け入れ企業が負担すべきだ。県民の税金で 日本語教育を肩代わりするのは筋違いなので見直してほしい。</p>	<p>P9「多文化共生推進体制」のとおり、企業との協働にも力を入れ、計画の実 効性を高めていきます。</p>
<p>円滑な共生には日本語での意思疎通が不可欠なので、「日本語が分からな い」ことを理由に責任を回避できないよう、日本語学習を努力義務として 位置付けるなど実効性ある対応を求めます。</p>	<p>日本語教育に関する県の考え方は「静岡県における日本語教育の推進に関す る基本的な方針」に記載されています。</p>
<p>外国ルーツのこどもの日本語指導やキャリア支援について、帯同家族ま で対象にするのは疑問であり、本来は母国や家庭、企業が担うべきだ。日 本語ができない子どもを公立学校に入れるべきではない。</p>	<p>日本語教育に関する県の考え方は「静岡県における日本語教育の推進に関す る基本的な方針」に記載されています。 また、外国人のこどもの公立義務教育諸学校への受入については、文部科学 省から考え方が示されています。</p>
<p>地域日本語教室が学習支援・生活支援・子どもの居場所まで担っている現 状を参考に、既存教室との住み分けや活用方針、行政内のとりまとめ体制 を事前に明確にしてほしい。</p>	<p>御意見を参考に、多文化共生施策を推進してまいります。</p>
<p>来日後に学齢期を過ぎた若者や中高生の進学ニーズが把握されていない ため、地域日本語教室や相談窓口を一次窓口とし、教育委員会と連携した 進学支援や県内全域でのガイダンスを継続的に実施してほしい。</p>	
<p>日本語教育は重要だが、日本語ができないからすべて否定されるべきで はない。国籍に関わらず子どもが学びを継続し力を伸ばせる環境を整え、 日本人県民と外国人県民がともに輝ける県にしてほしい。</p>	

■P6-7（施策体系 柱3 安心して快適な暮らしの充実）

意見の概要	意見に対する県の考え方
<p>外国人が乳幼児期から老年期まで日本で暮らす前提のライフサイクル施策は不要なので削除してほしい。外国人のために日本人が配慮する構図にならない内容に見直すべきだ。</p>	<p>外国人の在留許可は国の所管事項ですが、県内には、既に乳幼児期から老年期までの多くの外国人が暮らしており、ライフサイクルに応じた相談・情報提供の推進は必要と考えています。</p>
<p>多言語化ややさしい日本語を進めると日本語を学ばなくても生活でき、同国籍コミュニティが固定化する。日本語習得拒否や自国文化の押し付けにつながるため、慎重に扱ってほしい。</p>	<p>御意見を参考に、多文化共生施策を推進してまいります。</p>
<p>在留資格を盾にした脅しなどを防ぐため、通報者の立場を守りながら行政が悪質事業者介入できる実効性ある相談・通報体制を整備してほしい。</p>	
<p>住民登録時に、日本の生活ルール、相談先、利用できる制度をまとめて説明する仕組みを整え、外国人が日本で困らず暮らせる最低限の知識を行政として提供してほしい。</p>	
<p>外国人も地域の一員として自治会活動や避難訓練に参加してもらい、日本人側も受け入れて関係を築くべきだ。災害時に互いに支え合える関係づくりを進めてほしい。</p>	
<p>不就学対策や災害時支援を進めるなら、教員負担の軽減策や善意に頼らない制度的支援を整えてほしい。また、外国人には仕事だけでなく人生設計を支えるキャリア相談の場も必要だ。</p>	
<p>外国人を雇う企業は住居、生活ルール、地域トラブル対応まで責任を持つべきだ。困った時に相談できる担当者配置や、本人と家族が医療・福祉・教育にアクセスできる支援を義務化してほしい。</p>	<p>P9「多文化共生推進体制」のとおり、企業との協働にも力を入れ、計画の実効性を高めていきます。</p>
<p>外国人にも日本人と同様に交通ルール教育を義務づけ、規則を理解し守れなければ運転できない仕組みにしてほしい。安全のためにルール遵守を徹底すべきだ。</p>	<p>日本人、外国人に関わらず法の遵守、交通ルールの理解は必要です。いただいた御意見を参考に、多文化共生施策を推進してまいります。</p>

意見の概要	意見に対する県の考え方
<p>ライフサイクル図では、すべての相談を「かめりあ」が担うように見えるため、市町や専門機関と連携する体制が分かる図に修正してほしい。</p>	<p>P7 備考欄に記載のとおり、かめりあは相談・情報提供にあたっては市町や関係機関と協力して実施することが必要です。考え方は、欄外下部に記載しています。</p>
<p>「正確でわかりやすい情報」とは何か、「相談・情報提供で何をどう行うのか」が不明確なので、具体的な取組内容を明記して実効性を示してほしい。</p>	<p>本計画は、計画期間における静岡県の多文化共生の「めざす姿」「施策体系」等を示すものですので、御意見いただいた内容の記載は見送りますが、御意見を参考に、多文化共生施策を推進してまいります。</p>
<p>多文化共生や労働力確保を前提とする姿勢に偏らず、人口構成や文化への影響も検討し、日本人への一方的な受容強制にならないよう、県民の安心と秩序を重視した計画にしてほしい。</p>	

■P8（重点的な取組）

意見の概要	意見に対する県の考え方
<p>重点的取組の「地域日本語教育の推進」について、「県民同士の交流」だけでなく、その先の相互理解を促進する場であることが伝わるよう、文言の修正や加筆をしてほしい。</p>	<p>御意見を参考に、表現を修正しました。</p>
<p>欧州では移民受入れの失敗により治安悪化などの問題が起きているため、「国外の優れた知見を取り入れる」とするなら、成功例だけでなく欧州で生じている課題も参考にて慎重に検討してほしい。</p>	<p>御意見を参考に、多文化共生施策を推進してまいります。</p>
<p>来日後に語学や共生支援を行うのではなく、日本語や文化理解が一定水準に達した人だけを受け入れる仕組みにしてほしい。家族単位ではなく個人基準とし、厳格な受入基準で県民の不安を減らしてほしい。</p>	<p>日本語要件等を含む外国人の受入れ基準の決定や在留許可等の出入国在留管理政策は国の所管事項であり、県が対応することはできません。</p>

■P9（多文化共生推進体制）

意見の概要	意見に対する県の考え方
<p>欧州の移民政策の失敗事例を踏まえると、ICCに基づく施策には懸念があるため、多文化共生推進体制におけるICC関連の記載は削除してほしい。</p>	<p>ICC加盟都市は欧州の移民政策の教訓等を踏まえて生まれた新しい考え方に基づいて施策を実施しています。ICCから得られる知見は今後の本県の施策推進に有効と考えています。</p>
<p>日本語教育推進法でも事業主の責務が示されているため、県は企業に対して積極的に働きかけ、日本語教育を含む多文化共生推進体制の一翼を企業が担うよう促してほしい。</p>	<p>日本語教育に関する県の考え方は「静岡県における日本語教育の推進に関する基本的な方針」に記載されています。御意見を参考に、多文化共生施策を推進してまいります。</p>
<p>多文化共生推進体制について、大学・専門学校・日本語教育機関・監理支援機関・登録支援機関・自治会など、より多様な連携先を明示し、協働のイメージが分かるよう記載を充実させてほしい。</p>	<p>本計画は要点を絞って記載を行っておりますので、御意見いただいた内容の記載は見送りますが、御意見を参考に、多文化共生施策を推進してまいります。</p>